

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福島労働局

最終更新日：令和5年3月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)二本松坂本産業	福島県二本松市	R4.6.1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第532条の2	ホッパー上部での作業にあたり要求性能墜落制止用器具を使用させなかったもの	R4.6.1送検
(有)上神工業	福島県いわき市	R4.9.2	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R4.9.2送検
(有)森組	福島県郡山市	R4.10.11	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第155条	車両系建設機械を用いて作業を行う際、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	R4.10.11送検
(株)鈴民建設	福島県いわき市	R4.10.18	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R4.10.18送検
田母神建設(株)	福島県郡山市	R4.10.19	労働安全衛生法第26条 労働安全衛生規則第479条	立木の伐木作業を行う際、一定の合図を行った後、労働者が避難したことを確認しなかったもの	R4.10.19送検
(有)ウッドクラフト	福島県福島市	R4.12.2	最低賃金法第4条	労働者15名に、12か月間の定期賃金合計約627万円を支払わなかったもの	R4.12.2送検
(株)日本海水	福島県いわき市	R4.12.9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の修理作業を行う際、当該機械の運転を停止させなかったもの	R4.12.9送検
(有)らら	福島県いわき市	R5.3.1	最低賃金法第4条	労働者7名に1か月から3か月間の定期賃金合計約1,605万円を支払わなかったもの	R5.3.1送検
いわき共同タンカル(株)	福島県いわき市	R5.3.20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除作業を行う際、当該機械の運転を停止させなかったもの	R5.3.20送検